

船舶インシデント調査報告書

令和4年4月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和3年8月4日 12時30分ごろ
発生場所	北海道余市町余市漁港（本港地区） 余市河口港外防波堤東灯台から真方位248° 175m付近 （概位 北緯43° 12.0′ 東経140° 47.5′）
インシデントの概要	プレジャーヨットBIVOUACは、南南東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和3年9月8日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット BIVOUAC、5トン未満（長さ8.55m）
船舶番号、船舶所有者等	200-20543北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、余市漁港（本港地区）に着岸する目的で、同漁港東防波堤の西側を同防波堤に沿って低速力で南南東進中、‘余市漁港（本港地区）内の浅所’（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>船長は、衝撃を感じなかったが、本船が停船したので座礁したと思い、機関を全速力後進とし、本件浅所からの離洲を試みたものの、離洲することができなかった。</p> <p>船長は、船体の異常がなかったが、他船の航行の妨げになると思い、118番通報を行った。</p> <p>本船は、所属マリーナのゴムボートが来援し、引き出されて離洲した。</p> <p>本船の喫水は、約1.8mであった。</p> <p>船長は、本インシデント後、測量を行った作業員から、本件浅所の水深が約1.5mで、砂が盛り上がった状態であったことを聞いた。</p> <p>余市漁港（本港地区）の本件浅所付近は、砂の堆積が少なかったため、約20年間浚渫が行われた履歴がなかった。</p> <p>水路参考図誌によれば、本件浅所付近は、水深が約5mである。</p>
分析	本船は、余市漁港（本港地区）内を南南東進中、船長が、砂が堆積して水深が浅くなっていることを知らずに本件浅所付近を航行したことから、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が余市漁港（本港地区）内を南南東進中、

	<p>船長が、砂が堆積して水深が浅くなっていることを知らずに本件浅所付近を航行したため、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、港内の防波堤近くでは、水面下に砂が堆積していることがあるので、水深に十分に注意して航行を行うこと。・ 漁港管理者は、定期的に水路調査を行い、浅所等の所在を知った際には、海上保安庁に通報し、情報の周知を徹底し、浮標等を設置するなどして浅所等の位置を表示すること。・ 漁港管理者は、必要に応じて、管理する漁港の浚渫を実施することが望ましい。